

# 令和3年度液化石油ガス販売事業者・保安機関書類帳簿検査調書 記入要領

## 1 共通事項

- ・ 調書の各項目について、回答欄に件数、今後の対応等を記入してください。
- ・ 選択式の項目については、該当するものに✓印を付けてください。
- ・ **消費者戸数や各機器等の設置戸数等はメーターの数とし、調書記入日時点**の状況（期日指定のある項目を除く）を記入してください。

## 2 安全機器普及状況について

- ・ **消費者戸数**については、質量販売、閉栓消費者は除きます。
- ・ 法令の設置義務に関わらず、実際に各安全機器を設置している戸数を記入します。  
（例）警報器の設置義務のない一般住宅でも、警報器を設置していれば設置済として計上
- ・ **①マイコンメーター等**について、マイコンメーターⅡ等の感震遮断装置のないガスメーターが設置されている場合、対震自動ガス遮断器との組合せであれば、①の欄は「設置済」となります。
- ・ 1戸の消費者にヒューズガス栓又はガス漏れ警報器が複数設置されている場合も、1戸とします。
- ・ **②ヒューズガス栓等**について、末端ガス栓と燃烧器が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合、当該欄は設置済とします。
  - ※ 固定式燃烧器はネジ接続されている場合に限り設置済とします。
  - ※ 安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数とします。
- ・ **③ガス漏れ警報器の「設置不要戸数」**は、屋内に燃烧器がなく、ガス漏れ警報器の設置を必要としない戸数を記入します。
  - ※ 法的設置義務がない場合であっても屋内（浴室内を除く）に燃烧器があれば、設置が必要。

## 3 燃烧器具等未交換数について

- ・ **①湯沸器及び②風呂釜**において、C F 式又はF E 式の場合、排気筒材料の不適合など法令等に適合しないものは、未交換とみなします。
- ・ **①～③の排気筒**について、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合は、C O 警報器設置により交換したものとみなします。

## 4 埋設管点検実績について

- ・ **重要施設**とは、「全国一斉LPガス保安高度化運動」における状況報告書において示されている次の施設とします。

- ①幼稚園、保育園、小・中・高等学校等 ②病院、診療所等
- ③公会堂、図書館、博物館、美術館等 ④旅館、飲食店等 ⑤共同住宅等

- ・ 未実施数のうち、次のものは対象外とします。

### ア 埋設白管及び重要施設の埋設管について

S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できる施設で、2か月に1回以上漏えい検知状況を確認し、記録している場合。

### イ 重要施設の埋設管について

- ・ PE管等腐食の恐れがないことが確認された施設。
- ・ 壁貫通部等で、配管等の腐食を引き起こす可能性がある水、土等と接触していないことが明らかな施設。

## 6 (1) 実施状況について

認定液化石油ガス販売事業者の場合、点検・調査頻度が10年に1回以上に緩和されている機器にあつては、当該項目の「4年間」を「10年間」に読み替えてください。

## 6 (3) 使用が禁止された製品等の確認状況・

### (4) リコール対象製品等の確認状況について

供給開始時・定期点検及び定期調査に限らず、機会を捉えて全ての消費者について当該製品等の使用の有無を確認していれば「全て実施」、必要に応じて一部消費者について確認していれば「一部実施」を選択します。

## 12 自然災害対策

- ・ ①クラウド等の活用による顧客情報・設備情報等の情報保全の取組について、クラウド活用のほか他県の販売所等での情報のバックアップなども、当該販売所が被災し、消失した場合に情報の速やかな復元・利用が可能であれば実施と見なします。
- ・ 洪水・内水ハザードマップは、市町村が作成・公表しています。
- ・ 消費者への災害発生時の対応の周知とは、通知・チラシ・冊子配布等による消費者への個別周知をいい、販売事業者のホームページ等での周知は含みません。